

パピ君と学ぶ!

そのお金の使い方大丈夫!?

キャッシュレス社会の歩き方

解説書 (学習指導案・ワークシート付き)



監修：弁護士 / 中村 新造、ファイナンシャル・プランナー / あんびる えつこ

協力：東京都教育庁指導部高等学校教育指導課 指導主事 / 永井 愛

制作：株式会社ライズ・ビデオ・エイティ

著作：東京都

製作：東京都消費生活総合センター 活動推進課



目次

①はじめに …P1

- はじめに
- 成年年齢引下げによる影響
- この教材の使い方
- 学習指導要領との対照



②キャッシュレス決済 …P6

第1章 お金の払い方って、こんなにあるの!?～多様化する支払い方法

- 映像の流れとポイント
- 解説 解説1 キャッシュレス決済とは
解説2 クレジットカードの信用調査(審査)
解説3 クレジットカードの支払い遅延とペナルティ
解説4 クレジットカードの支払い方法と手数料
解説5 リボリング払いの注意点
- 学習指導案
- ワークシート解答例



③多重債務 …P16

第2章 あたりまえだろ? 借りた金を返すのは～多重債務の恐怖

- 映像の流れとポイント
- 解説 解説1 借金の仕組みとは
解説2 借金についてのルール(貸金業法)
解説3 指定信用情報機関とは
解説4 多重債務の解決方法
- 学習指導案
- ワークシート解答例



④家計管理 …P26

第3章 家計も食事も、バランスが大事～家計のマネジメント

- 映像の流れとポイント
- 解説 解説1 収入と「使えるお金」の関係
解説2 給与明細の見方
解説3 家計の収支の見直し方
解説4 奨学金の種類と返還方法
解説5 リスク管理をしよう
- 学習指導案
- ワークシート解答例



はじめに

キャッシュレス決済の推進により、「お金の使い方」が大きく変化しています。キャッシュレス決済は手元に現金が無くても利用できる上、ポイント付与や割引など多くの魅力的なサービスが提供されています。

その一方で、決済に関する知識不足から、安易に複数のキャッシュレス決済を多用した結果、金銭管理が不可能な状態に陥ってしまう危険性があります。

また、令和4年4月に成年年齢が20歳から18歳に引き下げられると、親権者の同意が無くても自らの判断で高額な商品の購入や、お金の借り入れができるようになります。更に、スマートフォン(以後、スマホ)の普及により、24時間いつでもスマホで簡単にお金が借りられることから、「借金をすること」のハードルが下がり、いつのまにか多重債務の状況に陥ってしまうことが懸念されます。

それらの状況を踏まえ、当センターでは若年者に対する自立的な金銭管理に関する教育が必要であると考え、本年度は高校生を対象に、学校教育の中で利用できる「若者向け金融教育」のDVD教材を作成しました。

このDVDでは、「キャッシュレス決済」「多重債務」「家計管理」の3つの項目を取り上げ、これからのキャッシュレス社会において、健全な家計管理を行うために何が大切であるかを学習できる構成としています。

最後に、この教材製作について、弁護士 中村新造氏、ならびにファイナンシャル・プランナー あんびるえつこ氏に多大なるご尽力を賜りましたこと、心から御礼申し上げます。

令和3年3月 東京都消費生活総合センター



～この教材で取り上げたお金に関する3つの項目～

第1章 「キャッシュレス決済」

キャッシュレス決済を利用するときの注意点を学習します。



第2章 「多重債務」

お金を借りるときの注意点を学習します。



第3章 「家計管理」

家計管理のポイントやリスク管理の必要性を学習します。



成年年齢引下げによる影響

成年年齢が18歳に引き下げられる？

令和4年4月1日、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成年年齢とは民法という法律で定められていますが、この民法が明治29年の制定以来、120年ぶりに改正されました。それまでは「年齢二十歳をもって、成年とする」と定められていた民法4条が、「年齢十八歳をもって、成年とする」となったのです。

このように、成年年齢の引き下げとは、法律の条文だけを見ていると僅かな違いしかありませんが、実は私たちの生活には大きな影響を与えることになります。

成年年齢の“二つの意味”？

成年年齢とは、「成年」になる年齢のことで、成年年齢に達しない人は「未成年者」と呼ばれます。民法の成年年齢とは、「成年」と「未成年者」の境界線を定めたものですが、具体的にはどのような意味を持つのでしょうか。

実は、「成年」と「未成年者」は、二つの意味で異なるといわれています。それは、①親権者等の同意が無くても自分一人の判断で契約を結ぶことができるか、②親権の対象となるか、というものです。ちなみに、飲酒、喫煙、公営ギャンブルについては民法以外の法律で定められており、今後も20歳以上の人にしか許されません。

それでは、①と②のそれぞれの意味について、もう少し具体的に見ていきましょう。

一つ目の意味～親権者等の同意が無くても契約を結ぶことができる？



私たちは日々、お店やインターネットで買い物をしたり、電車やバスに乗ったりしていますが、実は、そのような行為は「契約」というものに裏付けられています。例えば、買い物をするときには「売買契約」を結んでいることになり、電車等に乗るときには「旅客運送契約」を結んでいることになるのです。その他にも、マンションを借りるときには「賃貸借契約」、お金を借りるときには「消費貸借契約」をそれぞれ結んでいることになり、このように、私たちの日常生活は「契約」によって支えられているのです。

そして、この「契約」について、民法は、成年は自分一人の判断で結んでもよいが、未成年者は親権者の同意が無いと結ぶことはできないと定めているのです。(未成年者も親からもらったお小遣いの範囲については買い物をしてよいとされていますが、これは事前に包括的な同意があったからに過ぎず、親権者のコントロールはきちんと及んでいるのです)。

このように、自分一人の判断で契約が結ぶことができるかについて、成年と未成年者で違いが設けられているのは、未成年者の判断能力が十分ではないことが理由とされています。契約の中には、パンや牛乳などの日用品の買い物のように分かりやすいものだけでなく、住宅や自動車など高額な商品の購入や、長期にわたって返済をしなければならない住宅ローンの借入など複雑な判断が必要となるものもあります。高額な商品については本当に必要なものを吟味しなければいけませんし、多額の借入れについては将来にわたって確実に返済できるかどうかをさまざまな観点(順調に収入が増加した場合、病気や失職した場合の双方を想定する)からシミュレーションしてみる必要があります。

また、日用品の買い物では思った通りの商品でなくても別の商品を買えばよいのでダメージは少ないですが、高額な買い物や住宅ローンでは失敗は許されません。このような難しい判断が迫られることがあるので、民法は、それに見合うだけの判断能力が備わっていない未成年者は親権者の同意が無ければ契約が結べないとしているのです。

そして、未成年者が親権者の同意無く結んだ契約については、未成年者は比較的容易に取り消すことができます（この取消権を「未成年者取消権」といいます）。このように、「未成年者取消権」があることから、これまでも悪質事業者はあえて「未成年者」を勧誘しませんでした。つまり、「未成年者取消権」が見えない“防波堤”の役割を果たしていたので、知らず知らずのうちに「未成年者」は悪質商法から保護されていたのです。しかし、成年年齢の引き下げにより、18歳、19歳の若者にはこの“防波堤”の保護が及ばなくなってしまうました。ですから、高校3年生も18歳以上であれば保護されなくなります。成年年齢引下げの最大の問題点はこの点にあるといわれています。

二つ目の意味～親権の対象から外れる？

親権者（原則として実の両親）は、未成年者の子に対して、監督・保護・教育をする権利と義務を持っており、そのために、子の住む場所を指定したり、働く際に許可をしたり、財産を管理したりすることができます。この親権という制度は、「未成年者」は肉体的にも精神的にも未発達で、経済的にも自立していないため親権者による保護が必要として定められたもので、「成年」になると親権は及ばなくなります。

これからの消費者教育

～いきなり“本番”を迎えても大丈夫なように

私たちの多くは18歳で高校を卒業し、新しい進路（進学、就職）に進みます。そのときに生活環境が大きく変わり、初めてさまざまな契約を締結し、まとまった出費をすることになります。自動車教習所への入学、自動車やバイクの購入、アパートの賃貸借、パソコンや携帯電話、家電の購入…これらはすべて契約なのです。

成年年齢が引き下げられる前は、高校卒業時の若者（18歳）は「未成年者」でした。ですから、このようなさまざまな契約は、親と相談しながら同意を得て締結していたのです。18歳から20歳までの期間は、大人になるための“練習”の役割を果たしてきたといってもよいでしょう。

ところが、成年年齢引下げ後は、高校卒業時の若者は「成年」として扱われることになります。ですから、さまざまな契約を自分だけの判断で締結できることになります。20歳までの“練習”の期間は最早ありません。いきなり“本番”ということになるのです。

そこで、「いきなり“本番”を迎えても大丈夫かな、心配だな」という人のために、この教材は作られています。この教材を使うと、安易なお金の使い方の末に待ち受けるリスクの数々をバーチャル体験することができます。「成年」になるための“練習”として効果を発揮することを期待します。



この教材の使い方

DVD (映像)

オープニング

(約 2分)

第一章 お金の払い方って、こんなにあるの!? ～多様化する支払い方法

(約 11分)

第二章 あたりまえだろ? 借りた金を返すのは～多重債務の恐怖

(約 14分)

第三章 家計も食事もバランスが大事～家計のマネジメント

(約 7分 30秒)

エンディング

(約 2分)

● 映像は、授業で扱う内容に合わせて選択可能!

映像は全編の視聴だけではなく、各章ごとに視聴することも可能です。

● ドラマ形式でわかりやすい!

お金に関する3つの項目について、ドラマ仕立てで、わかりやすく説明しています。キャッシュレス社会において、健全な家計管理を行うために何が大切であるかを学習できます。

● CGフリップによる説明でわかりやすい!

「キャッシュレス決済 支払いのタイミング」や「上限金利」など、各章でキーとなる項目については、CGフリップを使ってわかりやすく説明しています。



DVD (学習用資料)

● 解説書 (当資料)

解説書は、指導をする先生方に押さえて欲しい知識や、DVD本編では解説しきれなかった「クレジットカードの支払い遅延とペナルティ」「多重債務の解決方法」「奨学金の種類と返還方法」などの事項について詳しく説明をしています。解説書の全部または一部を抜粋して印刷し、生徒に配布することも可能です。その際は、出典を明記して下さい(加工はしないで下さい)。

● ワークシート (Excel版)

各章毎に、加工が可能なワークシートを作成しました。先生方の授業展開に合わせてご活用ください。なお、このワークシートはMicrosoft® Excel® 2019 MSO(16.0.10368.20035)32ビットで作成しています。バージョンによって、表示が異なる場合がありますので、ご注意ください。

● シナリオ

全編のシナリオに、映像画像を載せています。授業の進行用にご活用ください。



学習指導要領との対照

高等学校学習指導要領（平成30年3月告示 令和4年度から）との対照

科目		内容	
家庭	家庭基礎	C 持続可能な消費生活・環境	(1) 生活における経済の計画 (2) 消費行動と意思決定
	家庭総合	C 持続可能な消費生活・環境	(1) 生活における経済の計画 (2) 消費行動と意思決定
公民	公共	B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち	ア(ア) 多様な契約及び消費者の権利と責任
専門 教科	消費生活	(1) 経済社会の変化と消費生活	
		(2) 消費者の権利と責任	

高等学校「家庭」における本教材の活用例（「家庭総合」を基に作成）

内容			【DVD】第1章	【DVD】第2章	【DVD】第3章
C 持続可能な消費生活・環境			多様化する支払い方法	多重債務の恐怖	家計のマネジメント
(1) 生活における経済の計画	ア	(ア) 家計の構造	・キャッシュレス時代の家計の管理 ・情報が氾濫する中で の慎重な意思決定		・可処分所得や非消費支出の分析 ・収入と支出のバランスの重要性
		(イ) 生涯を見通した生活における経済の管理や計画、リスク管理			・生涯を見通した経済計画 ・リスク管理
	イ	ライフステージ毎の課題と社会保障制度	・キャッシュレス決済の 利便性と問題点		・ライフステージと社会保障制度 ・給与明細と家計構造、 収支バランス
(2) 消費行動と意思決定	ア	(ア) 消費生活の現状と課題		・多重債務	
		(イ) 消費者問題や消費者の自立と支援	・消費者信用 (販売信用)	・消費者信用 (消費者金融)	